

**社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターかみす
法人後見事業実施要項**

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が、福祉後見サポートセンターかみす設置規程第4条第4項に基づく成年後見制度法人後見受任事業(以下「後見業務」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人(以下「後見人等」という。)となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人(以下「被後見人等」という。)の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨とする。

(後見業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 後見人等としての業務

(2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

2 前項(1)号の業務のうち税金の申告、不動産の登記、訴訟の遂行その他専門的な事項を処理するために必要と認めるときは、当該事項を事業者へ委託することができる。

(定期訪問)

第4条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、被後見人等の居所を訪問し、被後見人等の安否の確認を行うとともに、心身の状態および生活の状況の把握に努める。

(財産目録の作成等)

第5条 本会は、後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表及び身上監護計画を策定する。

(管理物件の保管)

第6条 被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務局に備える耐火性の金庫に保管することができる。

(1) 現金(日常的に使用する月額程度)

(2) 預貯金通帳(日常的に使用するもの)

(3) 金融機関届出印

(4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

2 管理においては日常的に使用する現金及び預貯金以外は、被後見人等の利益を考慮し定期預金等安全な資産管理に努める。

(身上監護の考慮事項)

第7条 本会は、被後見人等の推定意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産管理の考慮事項)

第8条 本会は、被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(費用)

第9条 後見業務に要する費用については、被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第10条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。台帳は、後見事務終了後10年間保管する。

(従事職員の指定等)

第11条 本会は、福祉に関して専門の知識または経験を有する職員の中から、後見業務に従事する職員を指定する。

2 本会は、従事職員の指示を受けて、被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。

(後見業務の対象者の要件)

第12条 神栖市に居住地があり、紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の者で、次の各号のうちどれか一つに該当する者。ただし、第4号は本会及び福祉後見サポートセンターかみす設置規程第5条に基づく、運営委員会(以下「委員会」という。)判断による。

- (1) 市長申立てをする者で、他に適切な後見人等が得られない者
- (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない者
- (3) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)利用者で判断能力が低下した者のうち、第1号か第2号に当てはまる者
- (4) 本会及び委員会が特に必要と認める場合

(後見人等候補者受任の決定及び選任の承諾)

第13条 前条に該当する本人又は親族等が、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の申し立てを行おうとするに際し、本会をそれぞれ成年後見人候補者、保佐人候補者、補助人候補者としようとする場合、法人後見事業利用申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し、本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の申し込みがあったときは、経済的な理由から他に適切な後見人等を得られない者や、虐待による深刻な権利侵害を受けている者を優先し、必要性、受任能力、被後見人等との利益相反関係、神栖市長による後見開始等の申立てへの対応等の観点から委員会の助言を得て、その適否を会長が決定する。
- 3 前項により適当と認めるときは、法人後見事業利用許可通知書(様式第2号)を不適切と認めるときは、法人後見事業利用不可通知書(様式第3号)を申込者に通知するものとする。
- 4 本会は、所轄する家庭裁判所が本会を後見人等として選任しようとするときは、特段の事情がない限りこれを承諾するものとする。ただし、前項の手続き以外で家庭裁判所から、本会を後見人等に選任しようとする依頼がある場合、本会はすみやかに委員会の助言を得て、その適否を会長が決定する。

(報酬付与の審判の申立て)

第14条 本会は、後見業務の報酬について、被後見人等の資産等の状況により、必要に応じて家庭裁判所に報酬付与の審判を申立てることができる。また、低所得者等には、神栖市成年後見制度利用支援事業の活用をする。

(類型の移行申請)

第15条 本会は、被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該被後見人等が成年被後見人である場合にあっては補助開始または保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始または補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始または保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申立てるものとする。

2 後見監督人、保佐監督人、補助監督人が必要な場合は、適宜その選任の申立てを行う。

(成年後見人等の辞任)

第16条 本会は、被後見人等が神栖市の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任の申立てをすることができる。この場合において、当該被後見人等について必要があると認めるときは、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の後見人等の選任を、委員会の審査を経た上で、申立てるものとする。

(後見人等業務の終了)

第17条 本会は、被後見人等が次のいずれかの事項に該当する場合は、後見人等の業務を終了することとする。

(1) 被後見人等が死亡したとき

(2) 前条の規定により、辞任の申立てを行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき

(3) 本会が本事業を廃止したとき

(損害賠償)

第18条 本会は、成年後見人等の業務にあたり、本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合は、その損害に応じ賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 本会及び従事職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

(委任)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

法人後見事業利用申込書

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 様

(申込者) が(本人) の 後見 保佐 開始の審判 補助

成年後見人 保佐人 候補者として申立てを行いたいので、 補助人

の申立てを行うに際し、貴協議会を

次のとおり申込みます。

本人	フリガナ		性別	
	氏名	印		
	生年月日	年 月 日(歳)		
	住所	〒 -		
	居所	〒 - 施設名		
	電話	() 自宅・その他()		
申込者 本人との続柄 ()	フリガナ		性別	
	氏名	印		
	生年月日	年 月 日(歳)		
	住所	〒 -		
	電話	() 自宅・その他()		
申込理由				

様式第 2 号(第 13 条関係)

神社協発 第 号
平成 年 月 日

(申込者) 様
(本 人) 様

社会福祉
法 人 神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

法人後見事業利用許可通知書

年 月 日付けで申し込みのあった法人後見事業利用については、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会法人後見受任事業実施要項 第 13 条の規定により許可しましたので通知します。

後見人等の決定については、申し立て後に裁判所の審判により決定するものであり、本通知は、正式な後見人等を決定するものではありません。

様式第 3 号(第 13 条関係)

神社協発 第 号
平成 年 月 日

(申込者) 様
(本 人) 様

社会福祉
法 人 神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

法人後見事業利用不可通知書

年 月 日付けで申し込みのあった法人後見事業利用については、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会法人後見受任事業実施要項 第 13 条の規定により、承諾しないことと決定いたしましたので、通知いたします。

理 由